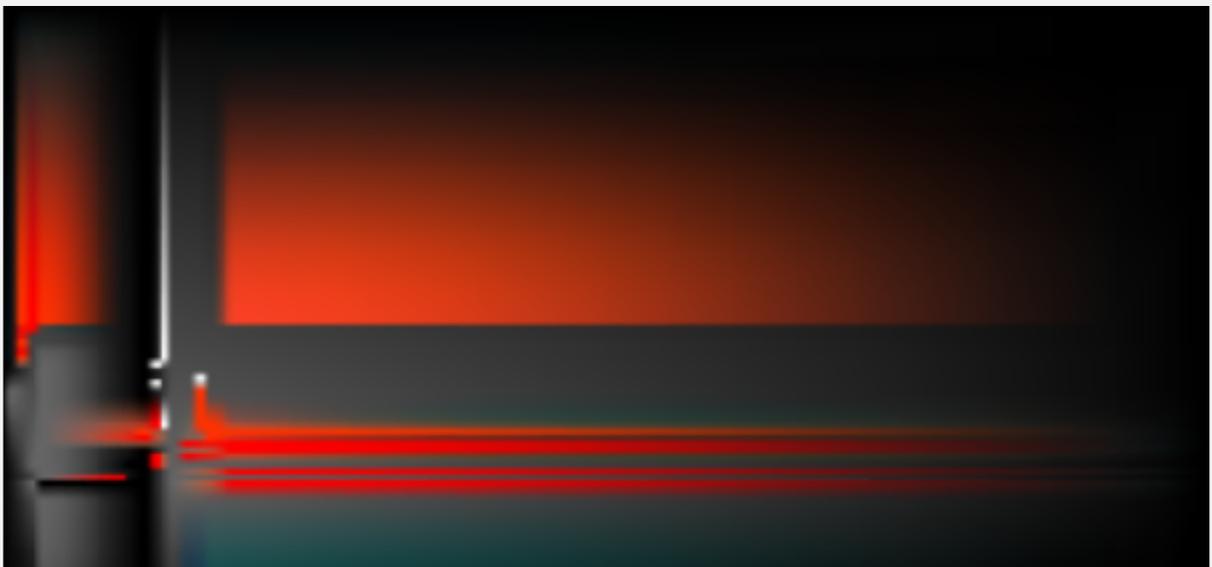


主要国における緊急事態への対処

総合調査報告書



2003年 6月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

主要国における緊急事態への対処

総合調査報告書

2003年6月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

は し が き

21世紀は、米国の9.11同時多発テロで幕をあけた。それは世界の平和と安全の先行きに漠とした不安を感じさせるものであったが、その後の国際情勢の推移を見る限り、その不安は現実のものとなった。さらに今、東アジアで発生した新しい疫病(SARS)が猛威をふるっている。被害は、限られた国や地域にとどまらず世界中に及び、世界経済にも大きな影響を与えかねない情勢にある。

他方国内では、地下鉄サリン事件や阪神・淡路大震災等の事件を通して醸成されてきたわが国の安全に対する国民の不安は、近年の北朝鮮をめぐる状況の緊迫化で一段と高まった。これまで、様々な緊急事態に対する対処態勢の整備が図られてきたが、さらなる整備の必要性が問われている。

このような状況を背景に、平成14年4月武力攻撃事態法案等のいわゆる有事関連3法案が国会に提出され、審議の最中にある。これを契機に、有事を含む緊急事態対応について、今後、各界において広く深く議論されることになるだろう。

論議に際しては、緊急事態に関する制度が十分整備されていないわが国にとって、諸外国の例を調査し、参考にすることも重要かと思われる。この観点から、調査及び立法考査局では、米・英・独・仏等の主要国の緊急事態への対処について調査した。この資料は、その調査結果を取りまとめたものである。

緊急事態法制の整備は、有事関連3法の制定で終わるわけではない。本書が現在および今後の論議の一助として活用されることになれば幸いである。

なお、この調査は平成14年度の総合調査として行った。また、執筆者は、あとがきに記すとおりである。

平成15年 5月

調査及び立法考査局長 森 山 高 根